

みんなの消防

入間東部地区事務組合（三芳町・富士見市・ふじみ野市）
 〒356-0058 ふじみ野市大井中央 1-1-19 ☎261-6000(代) ㊚261-4395
 ㊚ http://www.irimatohbu119.jp/ ✉shobo@irimatohbu119.jp(代)
 火災の問い合わせ ☎(263)0119 (音声案内) / 救急病院の御案内 ☎(261)6031 (休日・夜間)



警報器・消火器 備えて二刀流 (入間東部地区事務組合 防火標語)

■ 救助隊員資格認定教育訓練を実施しました



救助隊経験の浅い隊員を対象として、令和6年1月から2月にかけて、救助隊員資格認定教育訓練を行いました。経験豊富な救助隊員から様々な救助資器材の使用法を学び、交通事故や建物事故等を想定した救助訓練を実施しました。複雑多様化する災害に迅速に対応できるよう、今後も様々な訓練を実施し、隊員のレベルアップを図ります。

■ テールゲートリフター特別教育を実施しました



労働安全衛生規則の一部改正により、荷を積み降ろす作業を伴うテールゲートリフターの使用者は特別教育を受講することが義務となりました。これまで当たり前のように入間東部地区事務組合で使用していた装置も、些細な事で大事故につながる可能性があるため、取扱い方法、点検整備の方法、注意事項等を全員で確認しました。労働災害を未然に防ぎ、住民の安全を守ります。

■ 消防団車両を更新しました



令和6年2月、三芳町消防団第3分団に配備している消防ポンプ自動車を更新しました。従来の車両と比べてコンパクトになり、車両総重量を3.5トン未満としたことで、普通自動車免許での運転が可能になりました。また、軽量化しましたが、ポンプ性能は低下することなく、従来と同等である毎分2,000リットルの放水性能を維持しました。更新車両を最大限に活用し、地域の安全を守ります。

■ 事業所の防火安全体制を確認しましょう

事業所の防火安全体制の確認
 年度のスタートである4月に人事異動などにより、防火・防災管理者や自衛消防の組織に変更がないか確認をしましょう。防火・防災管理者が変わった場合には、防火・防災管理者選任（解任）の届出と新しく選任した防火・防災管理者により、消防計画の作成届出が必要となります。この時期に会社・学校等の防火安全体制を確認し、整備していきましょう。

再講習の受講期限の確認
 再講習の受講義務がある防火・防災管理者は、一定期間ごとに再講習を受講しましょう。人事異動などで防火・防災管理者が変わることの多いこの時期に、受講期限を確認してください。

甲種防火管理再講習は、収容人員300人以上の特定用途の防火対象物のうち、甲種防火管理者の選任が必要な事業所等で防火管理者に選任されている人に受講義務があります。防火管理再講習は、防火管理者に選任されているすべての人に受講義務があります。

■ 新入社員等に対する防火・防災教育の推進

4月は、新入社員、人事異動者など、事業所の人事配置が大きく変わり、事業所の自衛消防活動の能力が低下してしまいがちです。事業所の安全・安心を守るために、新たな職場で働く従業員に対して、防火・防災教育を徹底し、実態に合わせて、自衛消防の組織を見直して行くことが必要になります。

防火・防災教育の内容	
従業員が守るべき事項の教育	避難施設等の維持管理、火気管理、放火防止対策等
火災時の従業員各自の任務	119番通報、初期消火、避難誘導、応急救護等
消防用設備等の設置場所、取扱い方法	消火器、屋内消火栓、避難器具等の取扱い
震災対策に関する事項	救助・救護資器材の取扱い、安否確認方法、一斉帰宅の抑制等

■ 消防車や救急車の緊急走行へのご理解・ご協力を

消防車や救急車などの緊急自動車は、消火活動や傷病者の搬送など一刻も早く災害現場や医療機関に到着する必要があります。自動車などの運転中に緊急自動車接近してきた場合は、進路を譲っていただき、スムーズな緊急通行ができるようご協力をお願いします。



miyoshi お知らせ news
自転車ヘルメット購入費補助
 ▶申請書はコチラから [町HP]

自治安心課防災・交通安全担当 ☎265～267

自治安心課では、自転車用ヘルメットの購入費補助を行っています。道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。万一の交通事故に備え、自転車に乗る時はヘルメットを着用しましょう。



- ▶対象：小学生以下および65歳以上、SGマークなど安全基準を満たしたヘルメット
- ▶申請方法：ヘルメットの購入に係る領収書（申請者の氏名の記載があるもの）・安全基準を満たすことを証するもの・申請書（上記窓口で入手または上記二次元コードからダウンロード）を揃え、上記窓口へ提出。
- ▶補助金額：購入金額の半分（100円未満は切り捨て）を1,000円を上限に補助。
- ※補助は対象者1人につき1回限り
- ※令和6年4月1日以降に購入したもの、かつ購入から6か月以内。

miyoshi イベント event
令和6年度定額減税説明会

川越税務署 ☎235-9420

令和6年度税制改正法案が成立・施行された場合、令和6年6月から定額減税（源泉所得税関係）が実施されるため、源泉徴収義務者向けの説明会を開催します。説明会は、DVD上映を中心に制度の概要および事務手続きについて説明の予定です。なお、国税庁ホームページに定額減税制度に係る各種情報を掲載（掲載情報は随時更新）している「定額減税特設サイト」が開設されているので、あわせてご活用ください。当該特設サイトについても説明会で使用するDVDと同じ内容の動画を配信（3月中旬以降）するので、パソコンやスマートフォンでもご覧いただけます。

- ▶日時：4/18(木)・26(金)・5/8(水)・15(水) 10:00～11:00(60分)・14:00～15:00(60分)
- ▶場所：川越税務署 4階会議室
- ▶申込み：各回70人（LINEによる事前予約制・詳細は特設サイトへ）※上記二次元コードからご確認ください。

miyoshi お知らせ news
児童扶養手当と特別児童扶養手当等金額の改定

【児童扶養手当】児童福祉担当 ☎245
 【児童扶養手当以外】福祉庶務担当 ☎178

令和6年4月分から、児童扶養手当と特別児童扶養手当等の手当月額が下記のとおり改訂されます。

手当		改定前	改定後
児童扶養手当	本体額	全部支給	44,140円 → 45,500円
		一部支給	44,130円～10,410円 → 45,490円～10,740円
	第2子加算額	全部支給	10,420円 → 10,750円
		一部支給	10,410円～5,210円 → 10,740円～5,380円
	第3子以降加算額	全部支給	6,250円 → 6,450円
		一部支給	6,240円～3,130円 → 6,440円～3,230円
特別児童扶養手当		1級	53,700円 → 55,350円
		2級	35,760円 → 36,860円
障害児福祉手当			15,220円 → 15,690円
特別障害者手当			27,980円 → 28,840円

※この改定は、令和5年全国消費者物価指数の実績値によるものです。

事前予約登録はコチラから [LINE]
 詳細はコチラから [特設サイト]

※定額減税制度に関する一般的なご質問やご相談については、専用ダイヤルへお問い合わせください。
【定額減税コールセンター】 ☎0570-02-4562
【国税相談専用ダイヤル】 ☎0570-00-5901
 ※受付時間は8:30～17:00（土日祝除く）

